

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長

} 殿

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まってきたことを受け、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において、農業生産基盤の整備に当たっては、「環境との調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされた。このことを受け、土地改良法（昭和24年法律第195号）においても、事業の実施に当たっての原則に「環境との調和に配慮すること」を位置づける改正がなされ、平成14年4月1日から施行されることとなった。

このような状況を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たっては環境との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進することが必要であるとの観点から、平成14年度から別紙の環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱に基づき事業を実施することとされたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

おって、貴局管内都府県には、貴職からこの旨周知願いたい。

以上、命により通知する。

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱

第1 環境との調和に配慮した事業の推進

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、用水路、ため池、畦や土手・堤といった、多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ多様な生態系が形成されるとともに、良好な景観が形成されてきた。わが国の農村の環境は、このような適切な維持管理の上に成り立った二次的自然を基調とするものであり、その保全や回復を図ることが、国全体として良好な環境を維持・形成する上でも重要である。

農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う事業であって第5に定める事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の実施に際しても、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮してゆく必要がある。

このため、今後の農業農村整備事業等については、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープランを踏まえて実施するものとし、食料の安定供給等とあわせ、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換することとする。

第2 田園環境整備マスタープランに基づく事業の実施

国の直轄又は補助による農業農村整備事業等は、田園環境整備マスタープランが定められている地域において、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するものとする。

また、国は、補助事業の実施に当たって、申請された事業計画が以下に該当する場合には、当該事業を採択しないものとする。

- 1 当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて保全すべきとされている生態系について、有効な対策が講じられていない場合
- 2 当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて配慮すべきとされている事項について、有効な対策が講じられていない場合
- 3 その他当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランと整合が図られていないと認められる場合

第3 田園環境整備マスタープランが見直された場合の措置

田園環境整備マスタープランが見直された場合において、事業主体は、事業計画の変更を行うときは、原則として、計画変更後に工事に着手する部分について当該田園環境整備マスタープランとの整合を踏まえた事業計画を作成するものとする。

第4 継続中地区の取扱い

現に施行中の地区についても、事業主体は、田園環境整備マスタープランを踏まえた事業実施に留意するとともに、第3の場合と同様に取り扱うものとする。

第5 対象事業

本要綱の対象とする事業は別表に定める。

第6 委任

田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については、農林水産省農村振興局長及び同省生産局長が別に定める。

附則

- 1 ほ場整備事業実施要綱(昭和41年7月26日付け41農地D第1241号農林事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 2 土地改良総合整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第217号農林事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 3 水田農業経営確立排水対策特別事業実施要綱(平成12年10月10日付け12構改D第227号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営水田農業経営確立排水対策特別事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 4 担い手育成草地整備改良事業実施要綱(平成8年5月10日付8畜B第229号農林水産事務次官依命通知)及び畜産基盤再編総合整備事業実施要綱(平成7年4月1日付7畜B第323号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営担い手育成草地整備改良事業及び畜産基盤再編総合整備事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 5 次に掲げる要綱に基づき採択された事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
 - (1) 基盤整備促進事業実施要綱(平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 里地棚田保全整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2424号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 田園自然環境保全整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2629号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 地域環境保全型農業推進総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2759号農林水産事務次官依命通知)
- 6 農地保全に係る津波危機管理対策緊急事業実施要綱(平成17年3月25日付け16農振2158号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された農地保全に係る津波危機管理対策緊急事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
- 7 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱(昭和41年4月23日付41農地D第772号農林事務次官依命通知)に基づき平成20年3月31日までに採択された団体営事業については、第5の規定に関わらず、本要綱の対象事業とする。
- 8 次に掲げる要綱に基づき採択された事業については、第5の規定にかかわらず、本要綱の対象事業とする。
 - (1) 農道整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)

(3) 村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知)